

愛媛大学大学院アドバンストソーシャルマネジメント学環
設置の趣旨等を記載した書類 参考資料 目次

- 資料 1 アドバンストソーシャルマネジメントとは（3つの～知について）
- 資料 2 アドバンストソーシャルマネジメント学環の養成する人物像と3つのポリシー
- 資料 3 アドバンストソーシャルマネジメント学環の指導体制
- 資料 4 研究指導スケジュール
- 資料 5 研究科等連係課程制度を活用した教育研究体制
- 資料 6 愛媛大学研究生、科目等履修生及び聴講生規程
- 資料 7 国立大学法人愛媛大学教員規程
- 資料 8 研究室見取り図

本学環が掲げる「アドバンストソーシャルマネジメント」とは、国際的なプロジェクト実務の共通基盤としてのプロジェクトマネジメントを手法として、**実践知**と**学術知**を結びつけるプロジェクトを実装し、社会課題に対する理論的な解決方法を再活用可能なかたちで設計・共有することである。

特定の状況・環境・人間関係など、個別の“現場の条件”のもとでの経験の蓄積から形成される、主に暗黙的・属人的な問題解決の知識を指す。

体系化された理論・方法論・研究成果にもとづき、特定の現場条件に左右されずに適用可能な、明示的で検証可能性の高い知識を指す。

実践知

経験
問題解決
の知識

各受入機関
における
プロジェクト
の実践

プロジェクト
マネジメント

協働・実装

課題設定

学術知

理論化・発信

実践知と学術知を往還させながら、特定の変革プロセスがどのような条件や仕組みで機能したかを可視化し、他の状況にも適用可能な形で理論化した知識

プロセス知

養成する人材像と3つのポリシー

産業界等の現場と学術をつなぎ、プロジェクトの“プロセス知”で社会を動かす変革リーダー

養成する 人材像

産業界等の現場における知見（実践知）だけでは解決できない複雑な問題に対して、各専門分野の理論や方法（学術知）を用いて分析を行い、解決策を構想し、体系化されたプロジェクトマネジメント手法を基盤としてプロジェクトを実装し、その過程で、何が変革を生み、どのような条件が変革を支えたのかを明らかにするとともに、得られた知見を“プロセス知”として理論化し、これを社会に発信して次の変革へとつなげることでできる博士人材を育成します。

ディプロマ ポリシー (DP)

DP1

課題設定

産業界をはじめとした社会の複雑な問題を、**学術的視点から分析**するとともに、既存の価値や関係性を問い直すことにより、**変革の起点となる課題設定と解決策の構想**ができる

DP2

協働・実装

体系的なプロジェクトマネジメント手法を用いて、**多様な関係者と協働しながら**、設定した課題を解決する**プロジェクトを計画・運営・実装**できる

DP3

理論化・発信

実践の過程から得られた**知を抽出・理論化**し、他の場面や地域でも再現可能なプロセスとして**発信**できる

カリキュラム ポリシー (CP)

CP1

先行研究の整理や、**分野横断的な基礎的知識**の修得を通じて、問題の本質を明らかにする能力の教育

CP2

国際的なプロジェクト実務の共通基盤であるプロジェクトマネジメント手法を土台に、複数の教員や関係者による伴走支援のもと、**協働しながらプロジェクトを計画・運営・実装**する教育

CP3

主に**論文執筆**の機会を通じ、実践の過程から得られた**プロセスを学術的手法に基づいて理論化**する一方で、**社会に広く普及する形で発信**する能力の教育

アドミッション ポリシー (AP)

AP1

知識・態度

地域や社会の複雑な問題に強い関心を持ち、実践的な視点だけでなく学術的視点からも分析し、主体的に取り組む意欲を有する者

AP2

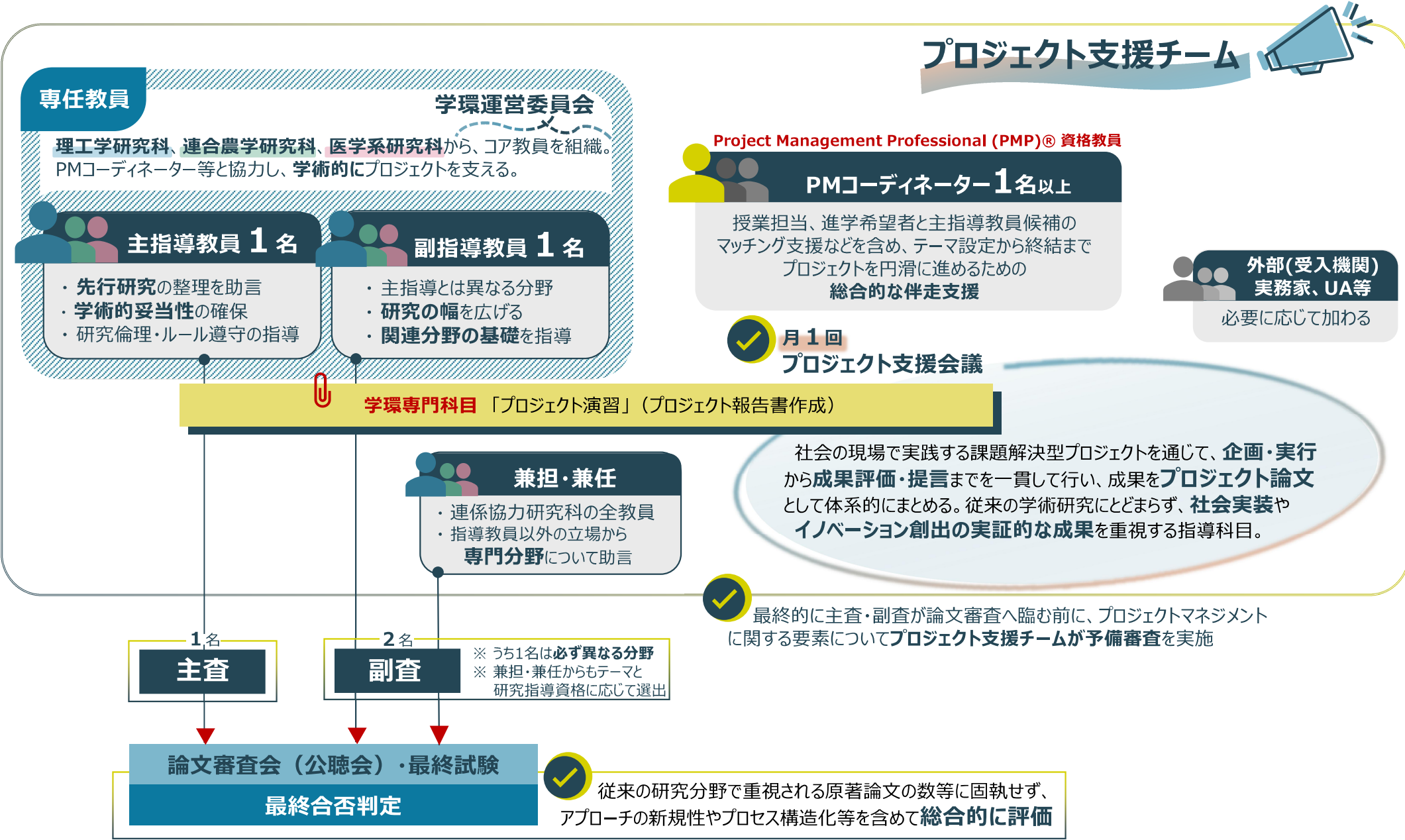
技能・態度

多様な分野・職種の人々との協働を通じてプロジェクトを推進できる基礎的コミュニケーション能力と実行力を有し、国際的な知識体系としてのプロジェクトマネジメント手法を学ぶ姿勢を有する者

AP3

技能・態度

自らの経験や問題意識を起点とした実践から導き出した学術的な理論を、再現可能なプロセスとして社会へ発信・還元することに関心を持つ者



プロジェクト支援チーム憲章

チーム憲章

この憲章は、アドバンストソーシャルマネジメント学環の研究指導を担当するプロジェクト支援チームの教員が、**共通の理念と方向性のもとで教育を進めていくための基本的な考え方**をまとめたものです。



プロジェクトの定義

学術的な知と現場で得られる知の両方を要素として含むものであり、円滑に進めるための手法として**国際的なプロジェクト実務の共通基盤であるプロジェクトマネジメント手法**を活用し、**社会の何らかの課題を解決する取り組み**



支援チームの役割

原則として、**主指導教員 1 名、副指導教員 1 名、PMコーディネーター 1 名以上**で編成され、**月に 1 回**は学生と合意した形式（対面又はオンライン）で「**プロジェクト支援会議**」と称する指導の機会を設けます。

主指導教員

関連する先行研究の整理を助言し、研究の学術的妥当性を確保し、プロジェクト論文の審査において主査となります。研究や調査活動を実施する上での倫理やルールを遵守しているかどうかについても指導します。

副指導教員

主指導教員と異なる分野の専門性を生かし、研究やプロジェクトの幅を広げる関連分野の基礎を指導します。プロジェクト論文の審査においては副査となります。

PMコーディネーター

プロジェクトマネジメントの視点から、プロジェクトを円滑に終結まで進めるためのアドバイスをを行います。入学前から進学希望者と主指導教員候補のマッチングに携わります。

また、学生が半年に 1 回対面で集合して各自のプロジェクトを発表する中間レビューに出席し、共通する課題に対して議論を行う際のファシリテーターを担当します。

必要に応じて学外の実務家・兼任教員や、学内のUA・兼任教員等がチームに参画して助言を行うことも可能です。この場合、プロジェクト支援会議には必ずしも毎回参加する必要はありません。



構成員に求められる要件

- 厳密な学術的価値にのみとられるのではなく、**社会実装の意欲があり経験を持つこと**
- **PMBOK**に準拠した**プロジェクトマネジメントの趣旨**を理解していること
- 主指導教員及び副指導教員は、関係協力研究科においてそれぞれに相当する**指導資格**を持つこと
- PMコーディネーターは、PMIの認定する**PMPの資格**を保有すること

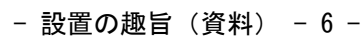
理念への
共感

専門性
の研鑽

大切にしたい
姿勢

協働
の精神

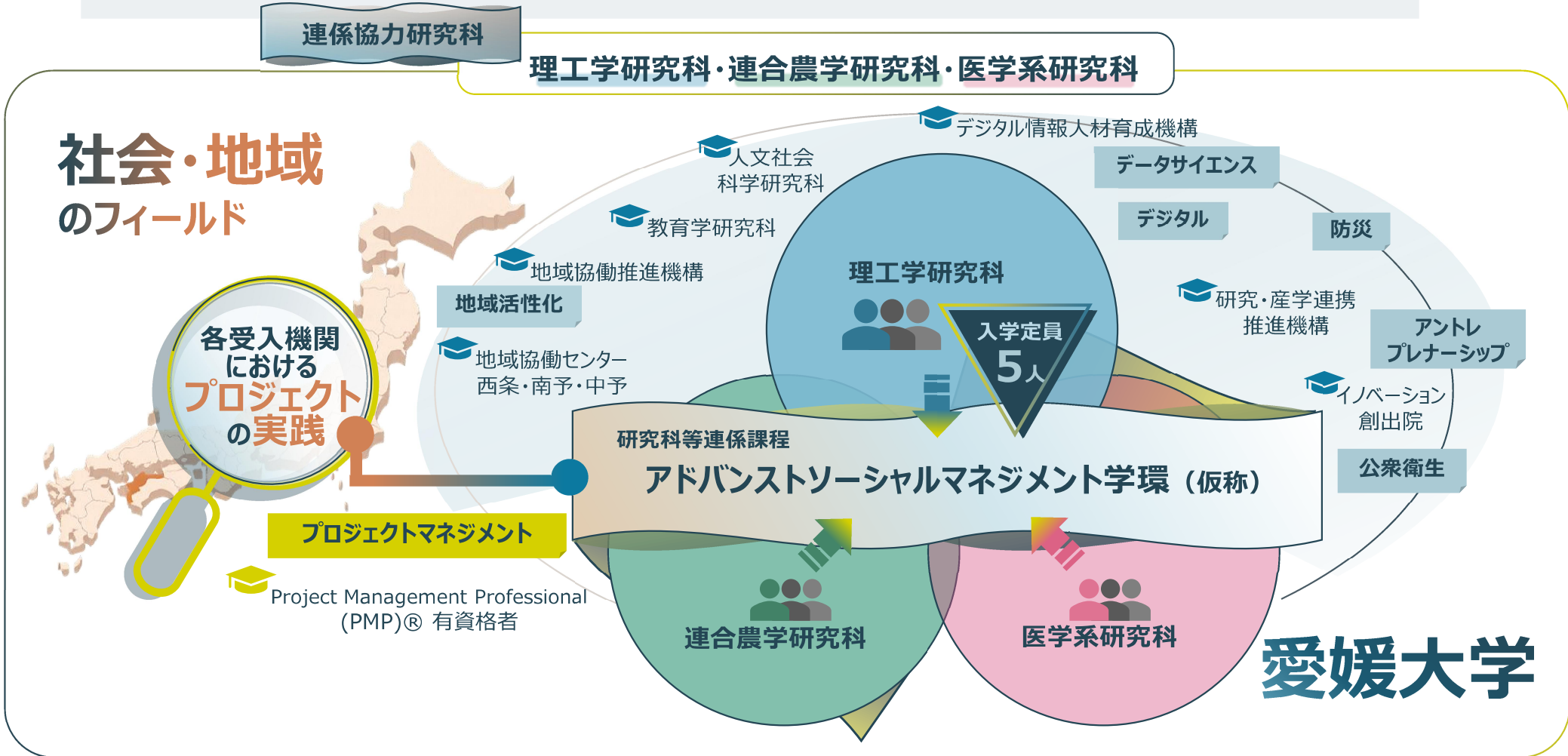
社会への
貢献



研究科等連係課程制度の活用

研究科等連係課程制度を活用する意義

複雑化・複合化する社会課題に対し、**理工系・農学系・保健系**の専門知識を基礎に各受入機関でプロジェクトを推進。
学際的な指導体制と柔軟な運営枠組みが不可欠。
 このような教育研究体制は、既存の単独研究科では設計が困難であるため、**複数の研究科・部局の知的資源を統合できる「研究科等連係課程」の制度**を活用する。



愛媛大学研究生、科目等履修生及び聴講生規程

平成 1 6 年	4 月	1 日
規 則 第	1 4 9 号	

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛媛大学学則（以下「学則」という。）第 5 6 条及び愛媛大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 5 9 条の規定に基づき、研究生、科目等履修生及び聴講生について必要な事項を定めるものとする。

(研究生)

第 2 条 研究生を志望する者は、願書に研究事項を記載し、履歴書を添え、学長あてに提出しなければならない。

第 3 条 研究生の選考方法については、学部、研究科、学環、機構等、先端研究院、イノベーション創出院又は学内施設の定めるところによる。

第 4 条 研究生の指導教員は、当該学部教授会、当該研究科教授会、当該研究科委員会、当該学環委員会又は当該機構等、先端研究院、イノベーション創出院若しくは当該学内施設の教授会に代わる機関（以下「学部教授会等」という。）の議を経て定める。

第 5 条 指導教員が必要と認めるときは、学部、研究科、学環、機構等、先端研究院、イノベーション創出院又は学内施設の長（以下「学部長等」という。）は、当該学部教授会等の議を経て、研究生に対し講義又は実験に出席を許可することがある。

第 6 条 研究生で他の業務に従事しようとするときは、学部長等の許可を受けなければならない。

第 7 条 研究生で相当の成績をあげたと認められた者には、当該学部長等は、学部教授会等の議を経て研究証明書を付与することができる。

第 8 条 研究生が退学しようとするときは、学長に願い出なければならない。

第 9 条 次の各号の一に該当する者は、学部長等の申請により学長が除籍する。

(1) 研究生に適しないと認められた者

(2) 授業料の納付の義務を怠る者

(科目等履修生及び聴講生)

第 1 0 条 科目等履修生及び聴講生の願出は、每学期始めとする。ただし、公共機関からの出願の者にあつては、この限りでない。

第 1 1 条 科目等履修生及び聴講生は、学部、教育・学生支援機構、研究科又は学環で選考の上、入学を許可する。

第 1 2 条 科目等履修生は、学修した授業科目につき、単位を修得することができる。

第 1 3 条 聴講生は、単位を修得することができない。

第 1 4 条 次の各号の一に該当する者は、学部長、教育・学生支援機構長、研究科長又は学環長の申請により学長が除籍する。

(1) 科目等履修生又は聴講生に適しないと認められた者

(2) 授業料の納付の義務を怠る者

(入学資格)

第 1 5 条 科目等履修生及び聴講生の入学資格は、学則第 3 0 条又は大学院学則第 2 9 条、第 3 0 条若しくは第 3 1 条の規定を準用する。ただし、公共機関からの出願の者にあつては、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、大学院教育学研究科教職大学院の課程、大学院医学系研究科博士課程、大学院農学研究科修士課程及び教育・学生支援機構の科目等履修生について

ては、当該研究科又は機構が特に必要と認めたときは、別に定めるところにより、入学することができる。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人愛媛大学教員規程

〔平成16年4月1日〕
規則第67号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「大学」という。）の教員の任免、研修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「部局長」とは、副学長（教育職員俸給表Ⅰ適用者に限る。）、各学部長、大学院医学系研究科長、大学院理工学研究科長、大学院農学研究科長、大学院連合農学研究科長、図書館長及び医学部附属病院長をいう。

2 この規程で「校長」とは、附属学校の校長及び園長をいう。

3 この規程で「大学教員」とは、大学の教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手をいう。

4 この規程で「附属学校教員」とは、附属学校の副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務する者に限る。）をいう。

5 この規程で「配置換」とは、所属を変更させることをいう。

(採用及び昇任の方法)

第3条 大学教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

2 大学教員の採用及び昇任のための選考の基準は、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の審議を経て、学長が定める。

3 大学教員の選考を開始する場合は、人事管理委員会において当該教員選考の必要性・有効性等について審議する。

4 前項による審議を経て大学教員の選考を実施する場合は、第2項の基準により、各学部（理学部、医学部、工学部及び農学部を除く。）の教授会、大学院医学系研究科教授会、大学院理工学研究科教授会、大学院農学研究科教授会、大学院連合農学研究科委員会、大学院医農融合公衆衛生学環委員会、大学院地域レジリエンス学環委員会、未来価値創造機構未来価値創造戦略会議、教育・学生支援機構教育学生支援会議、研究・産学連携推進機構研究・産学連携推進会議、地域協働推進機構地域協働推進会議、国際連携推進機構国際連携推進会議、デジタル情報人材育成機構デジタル情報人材育成会議、先端研究院先端研究院会議又はイノベーション創出イノベーション創出会議（以下「教授会等」という。）において審議し、当該教授会等はその結果を人事委員会に報告する。

5 人事委員会は、前項の報告の内容について審議する。

6 第4項の教授会等の選考によらない大学教員の採用及び昇任のための選考は、第2項の基準により、人事委員会において審議する。

7 学長は、前2項に掲げる手続を経て、大学教員の採用及び昇任について選考し、決定する。

8 附属学校教員の採用及び昇任は、別に定めるところにより、学長が選考し、決定する。

9 部局長及び校長等は、別に定めるところにより、学長が選考し、決定する。

(任期を定めた雇用)

第4条 大学教員については、任期を定めた雇用を行うことができる。

2 前項の雇用に関する必要な事項は、国立大学法人愛媛大学教員の任期に関する規程の定めるところによる。

(配置換及び出向)

第5条 就業規則第12条第1項から第4項までの規定に基づき、配置換又は出向（以下この条において「異動」という。）を命ぜられた大学教員のうち、当該異動に異議がある者は、その理由を付して、書面により学長に申し立てることができる。

2 前項による申立てがあったときは、申立て理由が正当か否かを評議会において審議するものとする。

3 学長は、前項の審議の結果を受けて、異動の可否を決定するものとする。

(降任、解雇及び解任)

第6条 就業規則第11条及び第28条の事由に該当し、降任又は解雇の予告を受けた大学教員のうち、当該処分に異議がある者は、その理由を付して、学長に申し立てることができる。部局長の解任についても、同様とする。

2 前項による申立てがあったときは、申立て理由が正当か否かを評議会において審議するものとする。

3 学長は、前項の審議の結果を受けて、処分の可否を決定するものとする。

第7条 削除

(定年)

第8条 大学教員の定年は、就業規則第22条の規定にかかわらず、満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職する。

第9条 削除

(勤務成績の評定)

第10条 附属学校教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長が行う。

(試用期間)

第11条 附属学校の教諭の試用期間は、就業規則第9条第1項ただし書きの規定に基づき、1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法により正式採用された公立学校の教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が交流協定に基づく人事交流により引き続き本学の附属学校教員に採用された場合は、就業規則第9条の規定は適用しない。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

(大学院修学休業)

第15条 附属学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭は、学長の許可を受けて、3年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

3 大学院修学休業に関し必要な事項は、別に定める。

(助教及び助手の特例)

第16条 大学の助教及び助手については、評議会の審議を経て、この規程に規定するものとは別に選考等の手続方法を定めることができる。

(教員以外の者に対するこの規程の準用)

第17条 附属高等学校の実習助手については、この規程の附属学校教員に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月8日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 本規程施行の前日に教務職員として本学に在職し、引き続き施行日において助手に配置換えとなった者の定年は、第8条の規定にかかわらず、満60歳とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

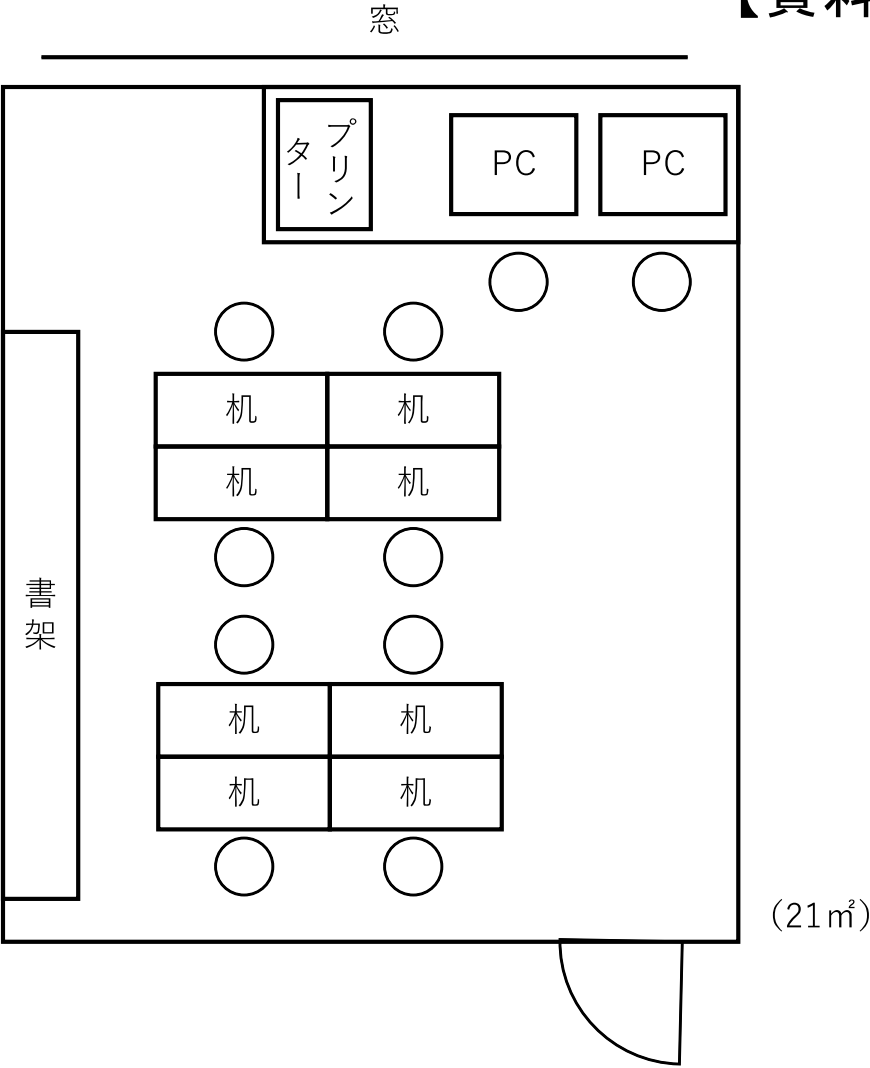
この規程は、令和7年5月14日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

2 医学部、医学系研究科及び附属病院における教員の選考については、当分の間、第3条第3項の審議の対象とはしない。

例①



例②

